

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案 (平成22年度予算関連法案)の概要

1. 防衛省設置法の一部改正

防衛省の所掌事務をより効果的に遂行し得る体制を整備するため、各自衛隊の組織を改編し、自衛官の定数を改める。(第六条関係)

	21年度末	22年度末	増△減
陸上自衛隊	151,641	151,641	0
海上自衛隊	45,550	45,518	△32
航空自衛隊	47,128	47,123	△5
共同の部隊	1,159	1,198	39
統合幕僚監部	359	359	0
情報本部	1,909	1,907	△2
合計	247,746	247,746	0

2. 自衛隊法の一部改正

陸上自衛隊の組織を改編し、即応予備自衛官の員数を改める。(第七十五条の二関係)

	21年度末	22年度末	増△減
即応予備自衛官	8,467	8,479	+12

3. 施行日

平成22年度末(平成23年3月31日)までの間において政令で定める日